

令和6年4月1日

関係事業主各位

一般社団法人 長野労働基準協会

「墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る特別教育」(フルハーネス型安全帯使用作業特別教育)のご案内

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第184号)が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第75号)及び安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働告示第249号)が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用されています。

このため、高さが2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場所でフルハーネス型を使用して行う作業に就く方には、特別教育の受講が義務付けられたところです。

今般、前述の作業を行う皆様を対象に標記特別教育を下記のとおりを実施いたしますので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

なお、下記3の科目についての十分な知識及び技能を有していると認められる方については、一部の科目を省略することができることとされていますが、今般の「特別教育」は全科目の受講希望者を対象としますので申し添えます。

記

1 開催日・会場・定員

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 開催日時 | 令和6年6月26日(水) |
| | 午前9時00分～午後4時00分(受付は午前8時40分から) |
| (2) 会場 | 長野地域職業訓練センター 長野市大豆島4034 |
| (3) 定員 | 30名 |

2 受講料及びテキスト代

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) 受講料(消費税を含む。) | |
| 各地区労働基準協会会員事業場 | 1名 7,500円+消費税750円(合計8,250円) |
| 上記以外の事業場(会員外事業場) | 1名 9,000円+消費税900円(合計9,900円) |
| (2) テキスト代(消費税を含む。) | 1冊 860円+消費税 86円(合計 946円) |

合計 会員 9,196円 会以外 10,846円

3 特別教育カリキュラム（講師の都合等で変更する場合があります。）

講習科目（学科）	時間	講師
作業に関する知識	9:00～10:00 1時間	小林労働安全衛生 コンサルタント事務所 所長 小林喜八郎 氏
墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る)に関する知識	10:00～12:00 2時間	
労働災害の防止に関する知識	13:00～14:00 1時間	
関係法令	14:00～14:30 30分	
墜落制止用器具の使用方法等(実技)	14:30～16:00 1時間30分	

(昼休み 12:00～13:00)

4 受講の申込方法

受講を希望される方は、別紙「受講申込書」に記入の上、6月12日(水)までに受講料及びテキスト代を添えて、(一社) 中野労働基準協会へお申し込みください。

(〒383-0013中野市中野1863-1 TEL 0269-22-2255・FAX 0269-23-0729)

ただし、申込み期間内であっても定員に達した場合は受付を締切りますのでご了承ください。

※FAXでのお申込み、受講料は振込も受け付けますのでお問い合わせ下さい。

振込先 八十二銀行／中野 普通預金381906

5 修了証の交付

所定の時間を受講した方に、修了証を交付します。

6 その他

- (1) 申込み受け後の取消しは、6月19日(水)までにお願いします。その後の取消し及び講習会当日の欠席は、原則としてテキストをお渡しし受講料は返還いたしませんのでご了承ください。
- (2) 受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。
- (3) 実技のできる服装(作業衣等)で受講してください。フルハーネスをお持ちの方は持参してください。
- (4) 昼食(450円)を斡旋しますのでご利用ください。(講習当日の注文受付となります。)

7 助成金について

建設事業主の場合は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の支給が受けられる場合があります。詳細につきましては

〒380-0918 長野市中御所 1-22-1

厚生労働省 長野労働局 職業安定部 職業安定課 雇用指導係(TEL:026-226-0866)にお問い合わせください。